

令和7年度角田市学校施設の開放事業実施要項

1 目的

この要項は、市内の小・中学校施設（以下「学校施設」という。）を有効活用するために、必要な事項を定めるもの。

2 開放する施設

区分	小学校	中学校
学校施設	角田小学校 横倉小学校 桜小学校 北郷小学校 金津小学校	角田中学校 北角田中学校

3 開放する施設、日及び時間

施設	区分	学校施設
校庭	平日	開放しない
	休業日	9:00～17:00
体育館 武道場	平日	19:00～21:00
	休業日	9:00～21:00

※休業日・・・学校が休みの日。

※児童及び生徒の事業は、上記時間以外も開放可能とする。ただし、平日については利用時間を2時間までとし、平日・休日ともに午後9時以降の利用は不可とする。

※4月1日から入学式終了までは開放しない。

※12月28日から1月4日までは開放しない。

4 開放の種類

(1) 地域開放

施設の所在する地域の振興に資する事業のための開放

(学校施設については、「角田市立学校の管理規則第32条」に基づく開放で、地域開放の場合の手続きを本実施要項でまとめるもの)

(2) スポーツ開放

団体が行うスポーツ及びレクリエーション利用のための開放

(学校施設については、「角田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」に基づく開放)

5 施設利用の優先順位

(1) 学校施設の利用の優先順位は次のとおりとする。

第1優先 学校	第2優先 地域開放	第3優先 スポーツ開放
---------	-----------	-------------

※第1優先には、角田市及び角田市教育委員会が利用する場合も含む。

6 地域開放におけるルール

(1) 利用する条件

自治センターの事業に利用するとき。

(2) 利用の申込み

利用日の前月 15 日までに自治センターが生涯学習課に申し込むこと。

ただし、地域事業等で利用日が確定しているものについては、自治センターは角田市教育委員会が別に定める日までに申し込むこと。

(3) 鍵の管理

体育館に設置してある鍵箱の鍵を配布し、自治センターで管理すること。

(4) 日誌の作成

自治センターは、利用ごとに「使用日誌（様式第 4 号）」を記入し、翌月の 10 日までにまとめて生涯学習課（市民センター）まで提出すること。

(5) 施設の管理責任

自治センター長は、利用者の安全確保、施設・設備の管理にあたること。

7 スポーツ開放におけるルール

(1) 団体の登録

①施設を利用する場合は、「学校施設利用団体登録」をしなければならない。

②登録の要件は、市内に在住、在勤又は在学する者が 10 人以上で構成し、かつ、監督者として成人を含めること。

③登録は、1 つの学校に限定し、複数の学校及び旧学校は登録不可とする。

(2) 学校施設利用団体登録の手続き

①下記 2 点を、生涯学習課（市民センター）に申請し、登録証の交付を受けること。

なお、本年度 4 月から利用を希望する場合は、令和 7 年 2 月末日までに申請すること。

・登録申請書（様式第 1 号）

・構成員名簿

(3) 利用の条件

①登録団体の利用曜日・時間を年間で固定し、登録した曜日・時間のみで利用すること。

②開放する時間帯

・平日⇒19：00～21：00

・休日⇒9：00～12：00、13：00～17：00（うち 3 h）、
18：00～21：00

ただし、休日の中学校施設は部活動が優先となるため、原則 18：00～21：00 のみの利用とする（校庭を除く）。

③上記時間帯を原則 1 枠とし、1 団体の週利用回数を原則 2 回までとする。

ただし、市スポーツ少年団登録団体及び市内の小中学生で構成される団体※（以下「スポ少等」という）については、利用に空きがある場合 3 回まで利用可とする。

※市スポーツ少年団登録団体相当の活動を行う団体

④体育館を利用する団体は、原則半面のみの利用とし、2 団体まで同時利用を可能とする。

(4) 利用調整の優先順位

①団体登録申請時に利用曜日・利用時間が重複した場合、次のとおり調整を優先する。

ア. スポ少等が申請した週2回（第1、2希望）。

イ. スポ少等以外で、週1回のみ申請した団体。

ウ. スポ少等以外で、週2回申請した団体。

エ. スポ少等が申請した第3希望の日。

※上記優先順位で利用日・利用時間が重複した場合は、利用調整会を実施し決定する。

※令和7年2月末日以降に登録申請する団体は他団体の利用日以外で調整する。

(5) 施設維持費の徴収

①登録証の交付を受けた団体は、角田市長が別に定める日までに下記の施設維持費（電気料相当）を納付すること。

利用頻度	徴収額（年額）
週3回以下の利用	30,000円
週2回以下の利用	20,000円
週1回以下の利用	10,000円

②スポ少等及び校庭のみを利用する団体については、施設維持費の徴収を免除する。

③徴収した施設維持費は原則返還しない。ただし、災害その他不可抗力により施設が利用できなくなった場合は、この限りではない。

④本年10月以降に登録をした団体については、施設維持費の徴収額を5割免除する。

⑤角田市長が別に定める日までに施設維持費の納付がない団体は、本年度の登録を取消す。

⑥登録内容の変更が生じる場合は、都度協議する。

(6) 施設維持費の返還について

①当該施設が災害その他不可抗力により、連続して60日以上開放できなかった場合、次のとおり施設維持費を返還する。

ア. 開放できなかった日が連続して60日以上180日未満の場合・・・5割返還

イ. 開放できなかった日が連続して180日以上の場合・・・全額返還

②アの返還理由が複数回発生した場合は、2回目以降の施設維持費は返還しない。

(7) 利用の申し込み

①登録証の交付を受けた団体は、利用日の前月の25日までに、「学校施設利用申込書（様式第3号）」を生涯学習課（市民センター）に申込みこと。

②利用予定がない月についても、前月の25日までに、「学校施設利用申込書（様式第3号）」を生涯学習課（市民センター）に提出すること。

③利用申込は、登録した曜日及び利用時間の変更は原則認めない。

④月～金曜日が祝日の場合、原則当該曜日に登録している団体のみ利用時間の変更を認め、その他の団体については利用を認めない。

⑤小学校の長期休業中について、登録した曜日及び利用時間の変更は原則認めない。

(8) 鍵の管理

①各体育館に設置してある鍵箱の鍵を、各団体に交付し、各団体が管理すること。

②校庭を利用する団体には、外倉庫の鍵も交付する。

③紛失等により再交付する場合は、作製にかかる費用を徴収する。

④「学校施設利用申込書（様式第3号）」が、2か月連続して提出がないときは、本年度の登録を取り消し、鍵箱の鍵を返却すること。

(9) 施設の管理責任

①施設の利用責任者は、利用者の安全確保、施設・設備の管理にあたること。

(10) 日誌の作成

①利用団体は、利用ごとに「使用日誌（様式第4号）」を記入し、翌月の25日までにまとめて生涯学習課（市民センター）まで提出すること。

(11) 各学校施設について

学校名	体育館（コート数）	校庭	備考
角田小	・バスケ 2面 ・バレー 2面 ・バドミントン 4面	・野球不可	・仕切りネット無し ・卓球台無し
横倉小	・バスケ 2面 ・バレー 2面 ・バドミントン 6面 →体育館半面で3コート		・仕切りネット有り ・卓球台無し
桜小	・バスケ 2面 ・バレー 2面 ・バドミントン 2面		・仕切りネット有り ・卓球台無し
北郷小	・バスケ 2面 ・バレー 2面 ・バドミントン 3面		・仕切りネット無し ・卓球台有り
金津小	・バスケ 2面 →小学生用1面、大人用1面 ・バレー 2面 ・バドミントン 2面		・仕切りネット無し ・卓球台有り
角田中	・バスケ 2面 ・バレー 2面 ・バドミントン 6面		・仕切りネット有り ・卓球台無し
北角田中	・バスケ 2面 ・バレー 1面 ・ビニールバレー 2面 ・バドミントン 2面		・仕切りネット無し ・卓球台無し

※野球・ソフトボール・サッカー等の、壁や床を傷つける競技の体育館利用は原則不可とする。

※卓球での利用の場合は、登録を「卓球台有り」の学校のみとし、ネット等については利用団体で準備すること。

※学校施設によっては、正式なコート面積を確保できない場合がある。

(12) 注意事項

①複数学校を利用するため、団体名を変えて登録することはできない。

②年度途中で代表者等が変更になった場合は、必ず再申請すること。

③また貸し、大会等での利用はできない。

④ルールを守れない団体は、本年度の登録を取り消す。

8 地域開放・スポーツ開放の共通ルール

(1) 利用上の注意事項

- ①利用時間を厳守すること。特に夜間は午後 9 時までに退出すること。
- ②照明・換気扇等は、利用終了後、利用団体が必ず消すこと。消し忘れがあった場合、管理責任者又は利用団体が消しに行くこと。
- ③施設・設備の破損について、利用者に故意または重大な過失の場合は、利用団体又は利用者が修繕費用を負担すること。
- ④火気は使用不可。
- ⑤学校敷地内すべて禁煙。

(2) 用具等

- ①行事・競技等で最低限必要な用具のみ使用し、その他用具は使用しないこと。
- ②行事・競技等に必要な用具で、学校施設に不足があるものについては、利用団体が準備すること。
- ③用具等の破損について、利用者に故意または重大な過失の場合は、利用団体又は利用者が修繕費用を負担すること。
- ④施設に設置してある A E D を使用した場合は、生涯学習課まで連絡すること。